

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
群馬県知事 あて		
申請者 名 称 代表者の氏名		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第11項において準用する同法第9条第5項の規定により、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されていない一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設 置 の 場 所		
届 出 の 年 月 日		
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種 類	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日		
埋 立 処 分 終 了 年 月 日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		

(裏面)

ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	
備考 ※の欄は記入しないこと。 - 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 - 保有水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 - 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。 2部提出すること。	